(公社) 日本気象学会における声明等の取り扱いについて (理事会申し合わせ事項)

制定 平成 21 年 (2009 年) 3 月 13 日 改正 平成 25 年 (2013 年) 4 月 10 日 改正 令和 3 年 (2021 年) 2 月 5 日

- 1 日本気象学会が発表する声明、提言、要請及び要望(以下「声明等」という。)の 定義は、次のとおりとする。
 - ・声明:日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を公に発表すること。
 - ・提言:日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を関係機関等に提出すること。
 - ・要請:日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項 について、実現するように関係機関等に願い出ること。
 - ・要望:日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項 について、実現するように期待すること。
- 2 声明等の発表者名、承認等は、次のとおりとする。
 - ① 声明
 - ・学会名(会員の総意をとりまとめて声明とする場合):総会で決議(理事会で承認後、総会に諮る前に会員の意見を聴取。)
 - ・学会名(他の学協会との共同声明等のため緊急に発表する必要がある場合):理事会で承認(理事又は理事長が案文を作成或いは確認後、全理事に照会。)
 - ・理事長名 (緊急に声明を発表する必要がある場合): 理事会で承認 (理事又は理事 長が案文を作成後、全理事に照会。)
 - ② 提言
 - ・理事長名:理事会で承認(理事又は理事長が案文作成後、全理事に照会。)
 - ③ 要請·要望
 - ・理事長名:理事会で承認(理事又は理事長が案文作成後、全理事に照会。ただし、緊急な案件は全理事への事前の照会による了解と理事会での事後報告をもって代えることができる。)
- 3 声明等の発表の基準は、次のとおりとする。
 - 日本気象学会の活動に密接不可分な活動等に関連する事案。
 - ・ 声明等の共同発表の呼びかけ、要請又は要望の発表について依頼があった機関 等のこれまで及び今後の活動等において、気象学、大気科学との密接な関連性が 認められる場合。
- 4 声明等の取り扱いについて、この申し合わせにない事態が生じた際の対応については、その都度理事会において協議するものとする。